

プレスリリース [2019年5月13日]

町田市行政不服審査会 2018年度第4号事件の答申について

2019年5月7日に町田市行政不服審査会から2018年度第4号事件について答申が行われましたのでお知らせします。

答申の概要は、次のとおりです。

■ 事案の概要

処分庁が、2017年10月13日、滞納している市税の徴収を目的として、差し押さえている不動産に対する公売の公告を行ったところ、不動産の所有者が、この処分を不服として、2017年11月13日、審査請求を行った。

■ 審査会の判断

町田市長から2018年4月11日付けで諮問を受けた行政不服審査会では、本件に係る調査審議を開始したが、処分庁から本件不動産が東京地方裁判所立川支部による競売の対象となっているとの報告があったため、状況の推移を見守ることとした。その後、処分庁から、同支部より2019年3月15日付けで配当金が振り込まれたとの報告があった。

行政不服審査法に基づく審査請求は、行政庁による処分及びその法的効果の存在を前提としているが、本件ではすでに裁判所による競売が実施され、配当金が振り込まれていることから、処分庁による公売の公告処分の法的効果が消滅していることは明らかであり、本件審査請求を却下すべきである。

■ 本件に関するお問い合わせ先

総務部市政情報課 課長 中島 TEL 042-724-8407